

令和 6 年 第 4 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録				
会 議 日 程	令和 6 年 4 月 1 6 日	午後 1 時 3 0 分	開会	
場 所	魚沼市役所 本庁舎 3 0 5 会議室	書 記	井口 啓一	午後 2 時 5 0 分 閉会
委 員 定 数	5 名 (出席者 5 名 欠席者 0 名)			
出席委員	教 育 長 樋 口 健 一	教育長職務代理者	星 麻 衣	
	委 員 浅 井 誠 哉	委 員	八 木 由 美 子	
	委 員 桑 原 哲 哉			
欠 席 委 員				
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 大 塚 宣 男	学校教育課長	岡 部 忍	
	管理指導主事 五十嵐 哲也	管理指導主事	米 山 智	
	教育センター次長 須 佐 光 行	生涯学習課長	青 柳 洋 介	
	子ども課長 関 祐 樹	庶 務 係 長	井 口 啓 一	

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和6年第4回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
八木 由美子 委員をお願いします。

日程第 2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(資料3ページ、教育長諸報告により3月23日から4月16日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) 全県教育長会議でのいじめ不登校対策について、他市町村の取組みで気になるところはありましたか。

(教 育 長) 国が不登校の特例校(学びの多様化学校)を推進していますが、多くの市町村の教育長が難しいだろうという考えを発言していました。また、以前に市議会で八王子市の特例校に視察に行った際も、普通の自治体の財政規模では難しいとの話がありました。(生徒の状況も日々変わるため)在籍数が安定しないところもあります。

新発田市では、廃校を利用してフラワールームのような運営をしています。そのため、親は子どもが学校に行っていると感じるため喜んでいるとのことです。当市のフラワールームも学校ではありませんが、旧庁舎を利用し、必要な設備も整っていると思います。

(委 員) 新発田市の事例は、新聞で読みました。市街地にある施設だと大人の視線が気になるけど、郊外の廃校を利用しているところが良いとのこと。

(教 育 長) 距離があるため、送迎バスもあるとのこと。

(委 員) それだけ多くの生徒が利用しているということですね。

(委 員) 魚沼市の利用者は、そこまで多くないのでしょうか。

(教 育 長) 登録者数は47か48ですが、定期的に利用しているのは20人弱です。

- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。
- (委 員) (「はい」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告 第5号 臨時代理報告
魚沼市公民館条例施行規則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第3、報告第5号 臨時代理報告 魚沼市公民館条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市公民館条例施行規則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第5号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 改正の意図は何ですか。
- (生涯学習課長) 様式の簡略化と事務改善です。2つの様式を1つにまとめました。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第5号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第5号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告 第6号 臨時代理報告
魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について

- (教 育 長) 日程第4、報告第6号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。
- (学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告第6号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第6号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第6号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 報告 第7号 臨時代理報告
魚沼市社会教育委員の委嘱について

- (教 育 長) 日程第5、報告第7号 臨時代理報告 魚沼市社会教育委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市社会教育委員の委嘱について(説明))

- (教 育 長) 報告第7号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (2名の委員の任期の終了を他の委員と) 合わせる理由は何ですか。
- (生涯学習課長) 年度途中で任用となると、その方だけの手続きが必要となるため、他の委員と同時期になるようにしました。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第7号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第7号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 報告 第8号 臨時代理報告

魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

- (教 育 長) 日程第6、報告第8号 臨時代理報告 魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。（資料により説明：魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について（説明））
- (教 育 長) 報告第8号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 堀之内中学校だけ2名の配置となるのでしょうか。
- (管理指導主事) 引継ぎのために1年間2名体制なのかと思いましたが、そうではなく（業務量が多いため）2名体制で行うとのことでした。
- (教 育 長) 規定上の問題はないですか。
- (生涯学習課長) 設置要領では「各学校1名程度を原則とする」とありますが、推薦の依頼文章では、「2校で1名の兼任かもしくは、1校で2名の推薦も可」と案内をさせていただいています。
- 今後、他の学校でも複数体制を認めるかについては、予算等を考慮しながら検討いたします。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第8号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第8号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 報告 第9号 臨時代理報告

魚沼市宮柊二記念館運営委員の委嘱について

- (教 育 長) 日程第7、報告第9号 臨時代理報告 魚沼市宮柊二記念館運営委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。（資料により説明：魚沼市宮柊二記念館運営委員の委嘱について（説明））
- (教 育 長) 報告第9号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第9号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（全 委 員） 「異議なし」

（教 育 長） 異議なしと認めます。よって報告第9号は原案のとおり承認することとします。

日程第8 報告事項

（市長部局規則）

①魚沼市市民会館条例施行規則の一部改正について

（教 育 長） 日程第8、報告事項①、魚沼市市民会館条例施行規則の一部改正について、報告をお願いします。

（生涯学習課長） 報告いたします。（資料により説明：報告事項①、魚沼市市民会館条例施行規則の一部改正について（説明））

（教 育 長） 報告事項①について、質疑はありませんか。

（委 員） （「ありません」の声あり）

（教 育 長） それでは以上で報告事項①を終了します。

（市長部局要綱）

②令和5年度魚沼市価格高騰重点支援給付金に係るこども加算支給事業実施要綱の制定について

（教 育 長） 報告事項②、令和5年度魚沼市価格高騰重点支援給付金に係るこども加算支給事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。

（子 ども 課 長） 報告いたします。（資料により説明：報告事項②、令和5年度魚沼市価格高騰重点支援給付金に係るこども加算支給事業実施要綱の制定について（説明））

（教 育 長） 報告事項②について、質疑はありませんか。

（委 員） （子ども1人に）プラス5万円ということですか。

（子 ども 課 長） 本体の10万円支給は福祉支援課が担当していますが、子どもがいた場合の加算支給は子ども課が担当することになります。

（委 員） 受給拒否の届出書があるのですか。

（子 ども 課 長） 必要ない場合届け出てもらい、基本的にはプッシュ方式でこちらの保有する情報により支給します。

（委 員） 世帯主に支給するとなっていますが、（世帯主が父親の場合）父親の口座に入金されると母親が使いづらいと聞いたことがあります。

（子 ども 課 長） 子ども課が担当する事業では、養育者に支給することになっていますが、この事業については福祉支援課に合わせる形となっています。

（教 育 長） ほかに質疑はありませんか。

（委 員） （「ありません」の声あり）

（教 育 長） それでは以上で報告事項②を終了します。

（市長部局要綱）

③魚沼市保育人材有料職業紹介活用支援事業補助金交付要綱の制定について

（教 育 長） 報告事項③、魚沼市保育人材有料職業紹介活用支援事業補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。

（子 ども 課 長） 報告いたします。（資料により説明：報告事項③、魚沼市保育人材有料職業紹介活用支援事業補助金交付要綱の制定について（説明））

- (教 育 長) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- (委 員) ヘッドハンティングのようなものでしょうか。
- (子 ど も 課 長) 人材を斡旋してくれる紹介所です。
- (事 務 局 長) 看護師の紹介所などをテレビコマーシャルでしていますが、そのようなものと同じです。
- (委 員) 業者のみ対象で、個人的に紹介しても対象にならないのでしょうか。
- (子 ど も 課 長) 厚生労働省が認定した適正認定事業者が対象となります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項③を終了します。

(教育長委任事務)

④魚沼市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項④、魚沼市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (子 ど も 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項④、魚沼市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (委 員) 今までこのような訪問をする件数は何件くらいありますか。
- (子 ど も 課 長) 昨年度の例で言いますと、延べ10件まではないです。これは、多胎児家庭等を除いた件数です。
- (委 員) 自身の申告、相談のほかにも把握する方法はありますか。
- (子 ど も 課 長) 保健師等の訪問により把握するケースもあります。
- (委 員) 要対協も関係していますか。
- (子 ど も 課 長) 要対協が関係すると色々な情報の共有ができるメリットもあり、基本的には子育て支援センターを中心にしながら調整しています。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項④を終了します。

⑤令和6年度学校医の変更について

- (教 育 長) 報告事項⑤、令和6年度学校医の変更について、報告をお願いします。
- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑤、令和6年度学校医の変更について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑤について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑤を終了します。

⑥共催依頼及び⑦後援依頼について

- (教 育 長) 報告事項⑥共催依頼及び⑦後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、資料に基づき報告】

- (学 校 教 育 課 長) 共催依頼1件について報告
- (生 涯 学 習 課 長) 共催依頼2件、後援依頼3件について報告

- (教 育 長) 報告事項⑥共催依頼及び⑦後援依頼について、質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第 9 その他

①その他

- (教 育 長) 日程第 9、その他、①その他
(教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。

【報告、連絡事項等】

- (管 理 指 導 主 事) ・令和 6 年度定例学校訪問について
(学 校 教 育 課 長) ・学校適正規模等の検討について
(生 涯 学 習 課 長) ・令和 6 年度二十歳の集いについて

②今後の会議日程

- (教 育 長) 令和 6 年第 5 回定例会については、5 月 1 4 日、午後 1 時 3 0 分から本庁
舎 3 階 3 0 5 会議室で開催することとします。
(教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。
(教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 5 0 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員